

必ず守りましょう！

浄化槽の正しい管理 <静岡市>

浄化槽の設置者には、浄化槽法により次のことが義務づけられています。

1 市登録業者による定期的な保守点検

- 市に登録してある保守点検業者と委託契約を結びましょう。
- 浄化槽の保守点検とは、3ページに書いてあるような検査等を行います。
- 保守点検は、浄化槽が常に正常な機能を発揮するための最も基本的なものです。
- 点検の際は、一緒に立会い自分の浄化槽の状態について、知るようにこころがけましょう。

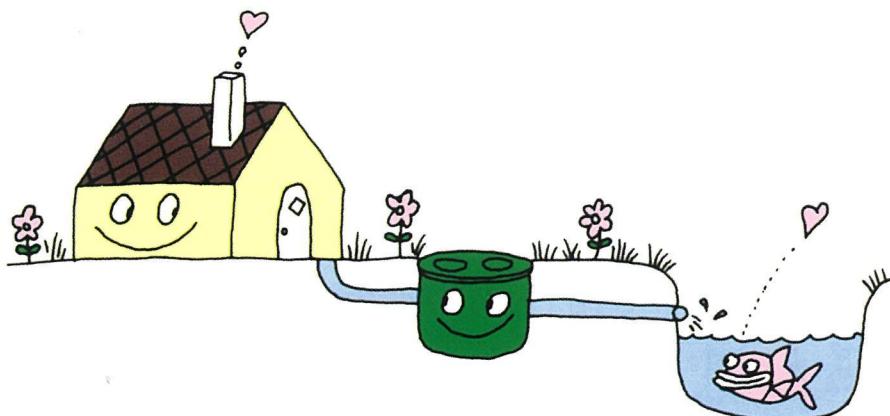
2 市許可業者による年一回の清掃

- 委託している保守点検業者と相談のうえ、清掃業者に依頼しましょう。
- ただし、全ばっ気方式の浄化槽は、おおむね年2回となります。

3 指定検査機関による年一回の法定検査

- (一財)静岡県生活科学検査センターに依頼してください。
担当：管理試験課 ☎(054)621-5030

4 保守点検票、清掃の記録の保存（3年間）



浄化槽を正しく使いましょう

あなたの普段の使い方が、浄化槽の働きに大きな影響を与えます。
日常生活のなかで、浄化槽に負担をかけないようにこころがけましょう。

使用者は
次のことを
守りましょう

清掃後は元の水位まで注水してから
使用してください。



通気装置はふさがないでください。



トイレの水はきちんと流してください。

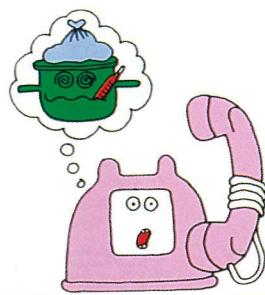


保守点検は市の登録業者に委託しましょう。

年に一度、浄化槽の清掃をしましょう。
年に一度、水質検査を受けましょう。



故障や異常が発生した場合は、直ちに保守点検業者に連絡し処置してください。



風呂や便器の掃除、洗たくには、なるべく中性の洗剤を使用し、適切な量を守るようにしましょう。



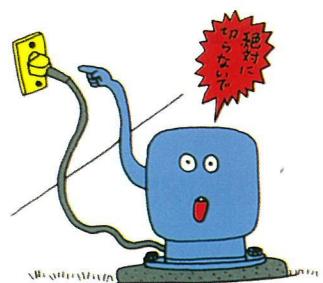
消毒薬が切れないように注意してください。



トイレでは、専用のトイレットペーパーをお使いください。



プロワの電源は絶対に切らないでください。



浄化槽の上にものを置かないでください。



浄化槽の保守点検とは？

浄化槽の保守点検回数

※表に掲げる期間ごとに1回以上行う

合併処理浄化槽	処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接觸ばつ氣方式	処理対象人員が20人以下の浄化槽		4ヵ月
嫌気ろ床接觸ばつ氣方式			
脱窒ろ床接觸ばつ氣方式	処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽		3ヵ月
活性汚泥方式			1週
回転板接觸方式	①砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽		1週
接觸ばつ氣方式	②スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(①に掲げるものを除く)		2週
散水ろ床方式	③上記①、②以外の浄化槽		3ヵ月

(注) 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補充は、表の回数にかかわらず必要に応じて行ってください。

○透視度

放流水の透明度を示し、おおむね20cm以上が良好といえます。



○水素イオン濃度(pH)

放流水が酸性かアルカリ性かを見るもので、5.8～8.6の範囲が正常です。



○汚泥沈でん率(SV)

ばつ氣式浄化槽の汚泥の濃さや固体と液体の分離状態を測定します。



○亜硝酸性窒素(GR)

汚水中のアンモニアを微生物が酸化している状態を測定します。

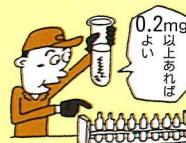
※+反応(ピンク色)が良い



○残留塩素

放流水がしっかり消毒されているかを測定します。

※塩素が検出されなければいけません。



○溶存酸素(DO)

微生物に必要な酸素が水の中にどの位あるかを測定します。

その他 ○スカム、汚泥の厚さの測定と調整 ○消毒薬の補充 ○生物膜の育成状態 ○ブロワ、モーターの点検 その他浄化槽の健康管理とも言うべきあらゆる検査が保守点検です。

故障や異常を発見したらすぐ処置を!

状況	考えられる原因	対策
悪臭がする	①電源（コンセント）がはずれている	コンセントを差し込む (状態によっては清掃する)
	②清掃時期が過ぎている	清掃する
	③便器の清掃に薬品類を使用した	
	④プロワやモーターが故障している	保守点検業者に見てもらう
	⑤送気量が少ない	
	⑥医薬品（抗生物質等）を常用している人がいる	
汚物が流れ出る	①電源（コンセント）がはずれている	
	②清掃時期が過ぎている	清掃する
	③便器の清掃に薬品類を使用した	又は 保守点検登録業者に見てもらう
	④プロワやモーターが故障している	
	⑤清掃時期が過ぎている	清掃する
騒音がする	①プロワやモーターが故障している	
	②プロワと建物が接触している	保守点検業者に見てもらう
水が流れない	①便器や排水管が詰まっている	ラバーカップで詰まりを取り除く
家の中に臭気がのぼってくる	①浄化槽内の臭気が逆流する	逆流を防止するためのトラップをつける

お問い合わせは廃棄物対策課 054(221)1264